

## 国立大学法人琉球大学研究活動等支援員取扱要項

〔平成24年9月21日  
制 定〕

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人琉球大学非常勤職員人事規程第10条の規定に基づき、国立大学法人琉球大学（以下「本学」という。）において、本学に在職する女性研究者及び育児・介護等のライフイベント中の男性研究者が、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら研究及び教育活動を行うことができるよう支援するために、研究活動等支援員を雇用することに關し、必要な事項を定める。

### (身分)

第2条 研究活動等支援員の身分は、1週間当たりの労働時間が30時間を超えない範囲内で勤務する非常勤職員とする。

### (職務内容)

第3条 研究活動等支援員は、支援の対象となる研究者の研究時間を確保し、研究活動の活性化を促進するとともに、教育活動の充実を図るために、当該研究者の監督・指示の下、次の研究及び教育活動の補助業務を行うものとする。

- (1) 研究活動に必要な実験補助
- (2) 研究データの解析
- (3) 統計処理
- (4) 文献調査
- (5) 発表資料作成
- (6) 教育活動に必要な事務的な補助業務
- (7) その他必要な補助業務

### (雇用対象者)

第4条 研究活動等支援員になることができる者は、学部若しくは大学院の学生又は学部卒業生若しくは大学院修了者等（常勤的な職に就いている者を除く。）とする。

### (雇用期間)

第5条 研究活動等支援員の雇用期間は、発令日の属する事業年度の範囲内とする。なお、必要に応じて審査の上、更新することができるものとする。

- 2 雇用の通算期間は、更新の期間を含め、5年を限度とし、学内の異なる職種等から継続して雇用する場合は、当該研究活動等支援員の雇用期間に算入し、労働契約法第18条第2項による通算契約期間に算入しないこととされている期間は算入しない。

(労働時間)

第6条 研究活動等支援員の労働時間は、1日6時間以内、週12時間以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究活動等支援員となる者が本学に在籍する大学院学生でTA又はRAとして雇用されている場合は、TA又はRAとの労働時間の合計が週20時間未満でなければならない。

(採用手続等)

第7条 研究活動等支援員の採用においては、原則として、配置を希望する研究者から推薦された学生等を採用するものとし、その採用手続等については、国立大学法人琉球大学非常勤職員就業規則によるものとする。ただし、研究活動等支援員として採用する者が本学に在籍する学部及び大学院の学生にあつては、次の書類をもって採用に係る提出書類とする。

- (1) 研究活動等支援員雇用調書（別紙様式1）
- (2) 資格外活動許可書の写（外国籍の場合に限る。）

(給与)

第8条 研究活動等支援員の給与は、次の各号に掲げる時間給のみを支給し、他の給与は支給しない。

- |   |      |
|---|------|
| (1) 学部学生及び学部卒業生                                 | 760円 |
| (2) 修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の学生                     | 890円 |
| (3) 博士課程及び博士後期課程の学生並びに修士課程及び博士課程修了者、並びにこれらに準ずる者 | 960円 |

(勤務報告状況)

第9条 研究活動等支援員の勤務状況は、支援を受ける研究者が適宜把握するとともに、出勤簿により当該月の勤務状況を、月末に人事課職員係へ報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、研究活動等支援員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第11条 この要項の改廃は、ジェンダー協働推進室会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この要項は、平成24年9月21日から実施する。

附 則（平成25年1月24日）

1 この要項は、平成25年4月1日から実施する。ただし、第8条第1項1号の規定については、平成25年2月1日から実施する。

附 則（平成25年3月28日）

- 1 この要項は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 平成25年3月31日に在職する研究補助員については、なお、従前の例による。ただし、学長が別に定める者については、第5条2項を適用する。

附 則（平成27年2月18日）

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成27年7月16日）

この要項は、平成27年7月16日から実施する。